また、平成26年度の税制改正により、平成28年度から次のとおり、軽自動車税が変更となりますので併せてお知らせします。

- 3 輪車・軽 4 輪車は、平成27年 4 月 1 日以後に新車登録した車両から新しい税額に変更となります
  - ・平成27年3月31日までに新車登録した車両は、新車登録後13年まで現行の税額のままです
  - ・平成28年度以降から、新車登録して13年を経過した車両は、その翌年度以降の税額が 引き上げとなります(この引き上げを『重課』といいます)

車種区分			税額			
			平成27年3月31日	平成27年4月1日	平成28年度から	
			以前に新車登録した 車両	以後に新車登録した 車両	新車登録から13年を 経過した翌年度の車両	
3 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円	
4輪	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	

### 納期限の変更

●軽課の導入に伴い、納期限が次のとおり変更となります

納期限: 4月25日 5月25日

※平成28年度からは、5月1日前後にお手元へ納税通知書が届きます

## 平成28年度の課税額

- ●以上の変更による軽4輪乗用自家用車の場合の平成28年度課税額は、次のとおりです
  - ・平成14年12月31日以前に新車登録した車両・・・12,900円
  - ・平成15年1月1日~平成27年3月31日に新車登録した車両…7.200円
  - ・平成27年4月1日~平成28年4月1日に新車登録した車両(軽課対象外)

··· 10 800P

・平成27年4月1日~平成28年4月1日に新車登録した車両(軽課対象、平成32年度燃費基準を達成)…8,100円

# 問い合わせ

税財政課町民税係☎内線135~139





# 自動車税の税額と納期限が変わります



# 税額の変更

平成27年度の地方税法の一部改正により、 平成28年度からの軽自動車税が次のとおり変更となります。

#### ●原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・小型特殊自動車等

・税額が変更となる年度は、平成27年度から平成28年度に1年延期となりました

市托	: ロブ バ	税額		
<b>半</b> 性	区分	平成27年度まで	平成28年度から	
	50cc以下	1,000 円	2,000 円	
原動機付自転車	50cc超90cc以下	1,200 円	2,000 円	
原	90cc超125cc以下	1,600 円	2,400 円	
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	
軽 2 輪 (125cc超25	0cc以下)	2,400 円	3,600 円	
専ら雪上を走行する	るもの	2,400 円	3,600 円	
小型 2 輪 (250cc超)		4,000 円	6,000 円	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600 円	2,000 円	
小空付添日數早	その他のもの	4,700 円	5,900 円	

### ● 3 輪車・軽 4 輪車で、環境負荷の小さい車両

・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規登録した、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、平成28年度のみ税額が引き下げとなります(この引き下げを『軽課』といいます)

				軽課対象		
車種区分			軽課対象外	電気自動車	【乗用車】 平成32年度燃費基準 の120%を達成	【乗用車】 平成32年度燃費基準 を達成
				天然ガス 自動車	【貨物車】 平成27年度燃費基準 の135%を達成	【貨物車】 平成27年度燃費基準 の115%を達成
	3輪		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
4輪		自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
4 年冊	貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円